

○パートナーシップ宣誓書受領証等の提示により利用可能となる行政サービス等

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	委任状	問い合わせ先
暮らし	課税証明書等の交付	課税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請が可能です。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	同居の場合は不要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6122 FAX:0824-62-6345 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
	納税証明書等の交付	納税証明書等の交付について、本人の代わりにパートナーによる申請が可能です。 ※パートナーが同居の場合に限る。	要	同居の場合は不要	市民部 収納課 TEL:0824-62-6127 FAX:0824-62-6352 E-mail: shunou@city.miyoshi.hiroshima.jp
	市営住宅の入居申込み	市営住宅等へ入居できる。	要	-	総務部 財産管理課 TEL : 0824-62-6161 FAX : 0824-62-6137 E-mail : zaisan@city.miyoshi.hiroshima.jp

○パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス（一部）例

宣誓していなくても要件を満たしていれば利用できるサービス一例です。

記載例にないサービスについても利用可能なサービスがあります。各担当窓口にお問い合わせください。

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	委任状	問い合わせ先
障害者福祉	身体障害者などに対する軽自動車税（種別割）の減免	適用要件にパートナーを加え、次のいずれかに該当する場合、申請により軽自動車税（種別割）の減免を適用することができる。 ①歩行が困難な身体障害者又は精神障害者の方が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナー等が運転するもの。 ②パートナーが所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方が運転するもの。 ③パートナー等が所有する軽自動車等で、専ら当該身体障害者若しくは精神障害者の方の生業、通学又は通院等のために、その方のパートナー等が運転するもの。 ※パートナーは歩行が困難な身体障害者又は精神障害者の方の生計同一者に限る。 ※別居の場合、生計同一・常時介護者誓約書の提出を求める。（婚姻関係にある者の扱いと同様とする。）	不要	不要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6122 FAX:0824-62-6345 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp
暮らし	り災証明書の交付（被災証明書を含む）	り災証明書（災害により被害をうけた家屋の損害の程度を証明するもの）等の交付について、り災者本人の代わりにパートナーが申請できる。 ※別居の場合は、別世帯となるので委任状を求める。	不要	同居の場合は不要	市民部 課税課 TEL:0824-62-6124 FAX:0824-62-6345 E-mail: kazei@city.miyoshi.hiroshima.jp